

商業登記

わが国の商業登記制度は、いわゆる旧商法（明治23年法律32号）が明治26年に施行されたことにより始まったわけであるが、時代の要請等を背景にさまざまな変遷をたどり、現在に至っている。本稿では、商業登記、とりわけ会社登記について、その歩みを概観しつつ、今後重要になるであろう視点をふまえ、これからのあり方に若干の考察をくわえることとする。

I 企業秘密・プライバシーへの配慮

商業登記は、会社自身の信用維持と当該会社の利害関係者を念頭に、商取引の安全と円滑を目的として会社の重要情報を公示する制度であり、制度の創設時から登記することが実体法で義務づけられてきた。ただし、何を登記するか（登記すべき事項）は決して不変なものではなく、時々の経済情勢や実体上の規律等をふまえ、見直しがなされてきたという経緯がある。そして、会社法（平成17年法律86号）において、登記すべき事項が大幅に拡充されたことで、情報ソースとしての登記の価値が一定程度高まったものと評価できよう。

一方、情報の提供者ともいえる企業側としては法的な義務があるとはいえ、登記というかたちで情報が公示されることを望まない場合もある。たとえば、種類株式や新株予約権の内容については、かなり詳細な情報を登記することが求められており、一種の企業秘密に該当するものが含まれるケースもあろう。また、会社の代表者は、氏名とともに住所の登記が求められているが、かねてからプライバシー保護の観点からの問題が指摘されていたところ、令和元年会社法の改正（令和元年法律70号）にかかる法制審議会が法務大臣に答申した要綱の附帯決議において、その公開

の方法等に所要の措置を講じることが求められたのは記憶に新しいところである（なお、本稿執筆時点では具体的な施策は講じられていない）。

今後も登記すべき事項の加除、修正が生じられると思われるが、何を登記すべきであるかを決するにあたっては、登記を見る立場である利害関係者側のニーズとともに、登記の対象である企業側の秘密やプライバシーにも配慮する必要があるだろう。

II 真実性の確保

登記された情報は真実であることが大前提であるが、登記申請に対する登記官の審査については、提出された書面に対する、いわゆる形式的審査が原則である。また、商業登記は、登記権利者と登記義務者が共同で申請人となる不動産登記と異なり、当事会社が単独で申請することから、登記申請における添付書類が登記の真実性の確保に大きな役割を担うことになる。

登記申請における添付書類には、株主総会議事録等、当事会社によって作成されたものが多く、そのようなある種の自己証明的なものがどこまで登記の真実性の確保につながるかは疑問を呈する声もある。他方、近時の「脱ハンコ」の流れを受けて、これまで登記

鈴木龍介

Suzuki Ryusuke

司法書士法人鈴木事務所 司法書士・代表社員、日本司法書士会連合会 副会長、リスクモンスター株式会社（東証スタンダード上場）社外取締役、慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師。主な著書に、『登記法入門 実務の道しるべ』（編著、商事法務、2021）、『「事業承継法」入門』（編著、中央経済社、2020）等。

先例等により実務上押印が求められていた書面について、法令に規定があるものを除き、押印の有無は登記官の審査の対象外とされたが（令和3年1月29日法務省民商10号通達）、日本の伝統的商慣習や文書真正の推定（民事訴訟法228条4項）の観点からも登記の真実性の確保が減退する懸念はぬぐえないところではある。

そのようなことから、当事会社以外の公的機関が発行する証明書を登記申請に添付させることが登記の真実性の確保に資するものであるところ、昭和42年に改正された商業登記規則（昭和42年法務省令43号）において、代表取締役の就任登記申請にかかる取締役会議事録には出席取締役等が、いわゆる個人の実印を押印し、あわせて当該取締役等の個人の印鑑証明書を添付するのが原則とされた。また、昭和47年に改正された商業登記規則（昭和47年法務省令81号）において、代表取締役の就任登記申請にかかる就任承諾書には当該代表取締役が個人の実印を押印し、あわせて同人の個人の印鑑証明書を添付するのが原則とされた。

時を経て、平成27年に改正された商業登記規則（平成27年法務省令5号）において、新任の取締役等の就任登記申請には当該取締役等の運転免許証のコピー等の公的機関が発行する本人確認証明書を添付することと、法務局に印鑑の提出をしていた代表取締役等の辞任による退任登記申請にかかる辞任届には当該代表取締役等が個人の実印を押印し、あわせて同人の個人の印鑑証明書を添付するのが原則とされた。

以上のような添付書類の、ある意味での重装化は、登記の真実性の確保に資する反面、

申請をする企業側・審査する登記官側の双方の負担となるとともに、その結果として登記の迅速性を損ない、情報の生命線でもある鮮度を阻害する要因になりかねないことから、その点と登記の真実性の確保とのバランスをどのように図っていくかは今後検討すべき課題であるといえよう。

III デジタル化への対応

昭和63年に改正された商業登記法（昭和63年法律81号）によって紙の登記簿のコンピュータ化が進められることとなり、現在は全国すべての法務局で移行が完了している。また、登記簿のコンピュータ化に伴い、平成12年からインターネットによる登記情報の提供を行う「登記情報提供サービス」が導入され、実務現場で大いに活用されている。さらに、同年に改正された商業登記法（平成12年法律40号）において、商業登記に基礎を置く電子認証制度が創設され、平成16年からオンラインによる登記申請の運用が開始した。

直近では、行政機関が直接、登記情報を参照する登記情報連携システムの運用が一部で開始し、デジタル庁が進める社会基盤となるデータベース（ベース・レジストリ）に登記情報の一部が組み込まれることも予定されている。このように登記情報をデータのまま利用する仕組みは、登記事項証明書等の紙を媒介して情報のやり取りをする現行の実務を大きく変貌させることとなり、今後ますます進展するデジタル化を背景に、利用のしやすさとセキュリティを両立した、多様なステークホルダーを念頭に、さらなる制度の改善が必要になるだろう。